

若者の居場所に関する提言書

若者協同実践全国フォーラム（JYC フォーラム）

私たち JYC フォーラムは、若者支援・ひきこもり支援に携わる各地の実践団体、当事者、研究者などが集まるネットワーク団体です。若者に対する公的制度が整備されはじめた 2006 年から実践交流会を全国各地で実施し（計 18 回、最大 1000 人参加）、実践者・団体、当事者、家族の声を拾うプラットフォームを形成してきました。

このたび、こども基本法・こども大綱では、こども・若者を権利の主体として認識し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという方針が打ち出されました。この大きな前進を喜び、歓迎します。

しかしながら、基本法や大綱の内容、そして家庭審議会の部会構成が、乳幼児期から学齢期のものに偏っており、青年期以降の若者への視点が弱いことには強い危機感を覚えます。こどもの居場所部会でぜひ下記の点について認識を深め、こどもと同様に重要な対象として若者を位置づけ、施策の検討を行っていただきますようお願い申し上げます。

1. 若者の居場所について調査・ヒアリングを行ってください

居場所部会で行われたヒアリング調査は、高校生年代までの居場所に関心が偏っています。ヒアリング先の現場では、子ども・若者育成支援推進法・大綱で想定されてきた「若者」（おおむね 30 歳未満、施策によっては 40 歳未満）を対象とした取り組みを展開している団体もありますが、若者部分については聴き取りが行われていません。「こどもの居場所づくりに関する指針」でも、「若者を主たる対象とする居場所」は中心的な位置づけから除外されています（p.8）。

一方で、若者を取り巻く環境は厳しく、非正規雇用をはじめとした不安定な仕事、過労死に象徴される過酷な労働、貧困、無業、ひきこもり、自殺など、困難な状況が山積しています。これまでの日本は、家庭・学校・企業の三者が若者を強固に支えてきたため、それ以外（特に公共や地域）で若者を支える制度や仕組みが発達してきませんでした。児童館などの児童福祉施設は 18 歳までとされ、加齢とともに利用継続できない場合も少なくありません。こうした状況下で、学校や企業に包摂されない若者の行き場は他になく、家族の負担が増大すると共に、家族に頼れない若者はますます不安定な状況へと追いやられています。学校や職場以外の社会に若者の居場所や頼れる場所、気軽に集まれる場所が少ないことは、すべての若者にとって困難な状況に陥りやすく、居場所を失いやすい土壌となっています。

また、若者期の特徴として、公的な場との接点を持ちづらいことが挙げられます。子ども期であれば、仮に不登校であっても学校や関係機関などを通して状況を把握し、接点をつくることができます。一方、社会的な所属を持たない若者の場合、困難な状況にあってもそれを把握することや、外部から接点をもつこと自体が難しく、孤立状態に置かれやすくなります。「支援」や「相談」へのハードルを感じ、それらを忌避する若者も少なくないなかでは、特定の困難に特化した居場所だけでなく、趣味や文化活動、オンラインなど多様な入口・手法の居場所があることが、いかに接点を持つかが鍵となる若者期においてはより重要となっています。

このように、こどもの居場所とはまた異なる課題や実践の広がりが若者の居場所にはあ

ります。実際に、ひきこもり状態にある若者を対象とした居場所や、宿代わりにもなるような夜の居場所、学生団体による自助活動としての居場所、「よい仕事」を追求するなかで職場が居場所となっているような協同労働の実践、社会的養護出身者のアフターケア事業における居場所など、多様な取り組みが展開されてきました。そこでどのようなことが大事にされ、どのような成果や機能がみられるのか、そこに集う若者が何を求め・得ているのか、どのような課題があるのか。多様なニーズに対応した若者の居場所の調査を行い、これらを明らかにしたうえで、こどもだけでなく若者の居場所も「強力的に推進」するものとして位置づけてください。

2. 困難な状態にある若者の居場所の持続的な運営を支えるための制度を確立してください

こども大綱では「悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」(p.32)が掲げられました。しかし、相談体制のみの支援には限界があります。「相談には行っているけど、すぐには働けないし、朝起きていく場所がない」と語ったひきこもり当事者がいます。学校や仕事を辞めると他に行ける場所がなく、一人で悶々とネガティブなことばかり考えてますます孤独になっていく、という若者は少なくありません。無業状態にあると、その引け目から社会活動に参加しづらくなることも多いなかで、だからこそ、どんな状態であっても安心して過ごせたり、人と関わったり、活動に参加したりできる居場所が必要です。

以上の背景から、これまで多くの支援団体では居場所を意識した実践が行われてきました。しかしながら、困難な状況にある若者への支援は相談支援と就労支援に偏っており、こうした居場所には公的援助がありません。一部自治体が委託事業として行っているケースと、単年度の助成金事業を除き、民間支援団体の大半は居場所業務にかかる経費を持ち出しで行っているのが実情です。若者から参加費を取らざるをえない状況も広がっており、費用捻出が難しい若者層の利用が実質的に制限されています。以上を踏まえ、困難な状態にある若者の居場所の運営を支える制度を、次の三点に留意し確立してください。

第一に、持続的な運営を支えるための制度としてください。「こどもの居場所づくりに関する指針」では、「持続可能な居場所づくり」(p.11)が提起され、「場が失われないことが重要」とされています。現在のように単年度の助成金や団体の持ち出し資金に頼った運営では、持続性を確保することは困難です。居場所事業への直接的な予算措置が必要であり、「人的・物的・経済的に必要な支援を行う」(p.11)ことを、継続的に、公的な枠組みで担保していくことが求められます。

第二に、自治体任せにせず、国としての整備を行ってください。基礎自治体のなかには、必要性を感じていても、財源がないために取り組むことができないという場合も多く見られます。国として基礎自治体の取り組みを支え、地域間格差が生じないようにしてください。

第三に、居場所が日常的に開かれること、拠点をもつことの意義について深め、それを支えられる制度としてください。週に一度、月に一度の頻度で公共施設の一室を借りて実施されるような場では、「参加者」という立場を超えることが難しくなります。そうした客体ではなく、若者自身が場づくりの担い手・主体となっていくことが、移行期を生きる若者を支える重要な機能であることが実践・研究から見出されています。

こどもの居場所の必要性が認識され、推進されようとしている今こそ、「こどもの居場所」の範疇では拾い切れない、困難な状態にある若者を対象とした居場所の運営を支える制度の創設を検討してください。